

よくある質問

■全体

Q：4週8閉所と4週8休の相違は？

A：4週8閉所は、1週間の内2日（基本は土日）は一斉に現場を閉所していただきます。

4週8休は、各発注工事単位で4週の内8日（現場閉所率8日/28日＝28.5%）は現場及び現場事務所での作業がない状態を想定しています。

■発注者指定型について

Q：4週8閉所以外は認めないのか？

A：発注者指定型では、認めないこととします。

ただし、受注者の責に帰さない事情により、土日もしくは週休日に作業をする場合は、1か月以内に振り替えていただくことは可能です。

Q：概要版では「できなかった場合は契約変更する」と書かれているがどういう意味か？

A：発注者指定型は、4週8閉所を条件に労務費を割り増して契約しているため、受注者の責による事情で4週8閉所に満たない場合は減額変更することになります。

Q：4週8閉所の確認方法は？

A：現在でも休日に作業をする場合は休日作業届を提出いただいています。この提出の有無をもって判断したいと考えています。

Q：労務単価を割り増しすることと4週8閉所がどう関係するのか？

A：割り増しの設定については、東京都財務局から国交省にヒアリングを行った質疑応答があり、「これまでの工事と完全に現場全体を閉所する工事とを比較した場合に生じる労務費の差の実態を踏まえたもの」にするよう回答しています。

働き手の収入が減らないように労務費を実態に合わせて割り増し、補填するとの趣旨です。

Q：試行実施要領8.（8）の内容は「発注者指定型」「受注者希望型」の両方で必要なのか？

A：「発注者指定型」「受注者希望型」の両方で必要となります。